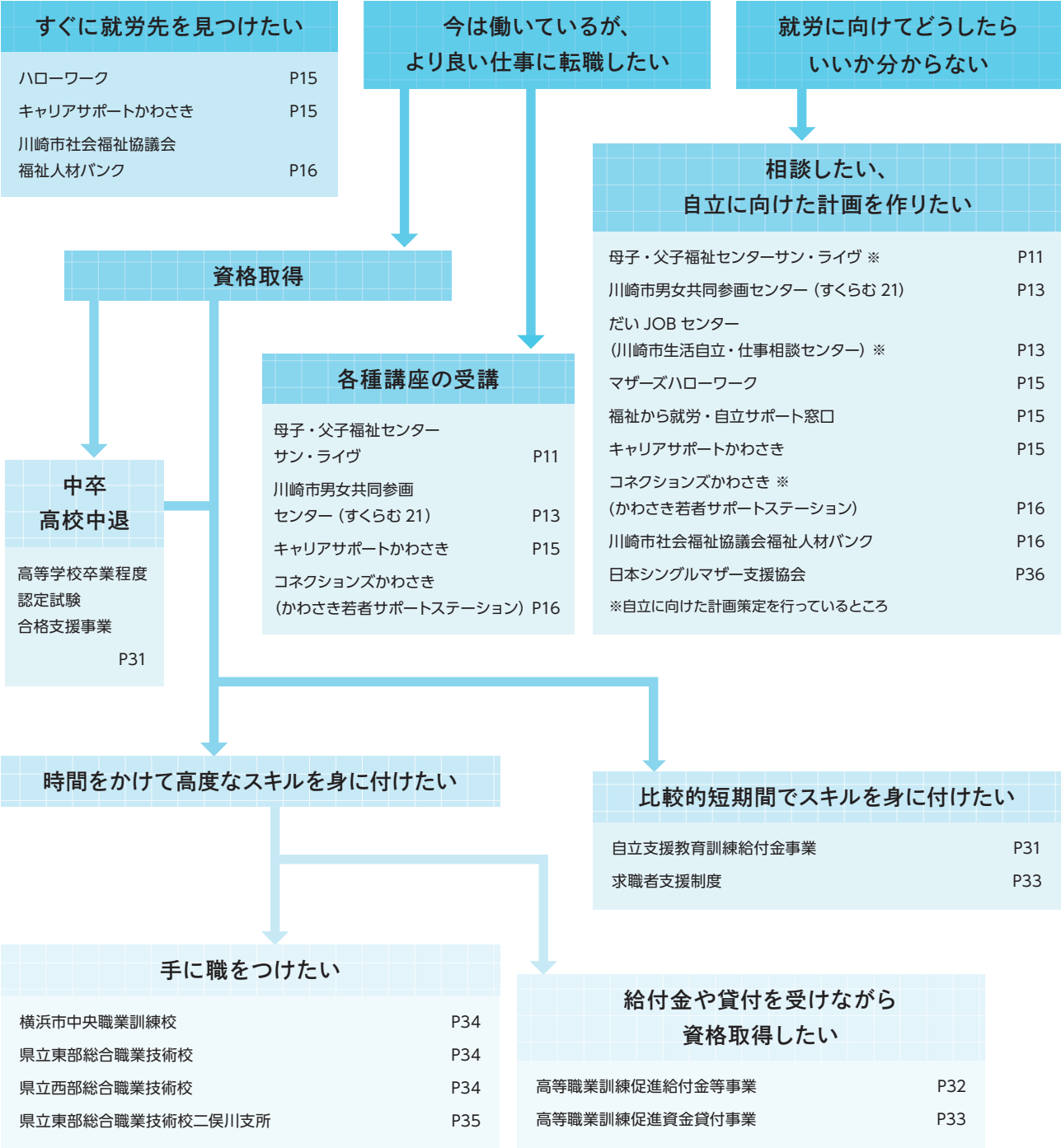
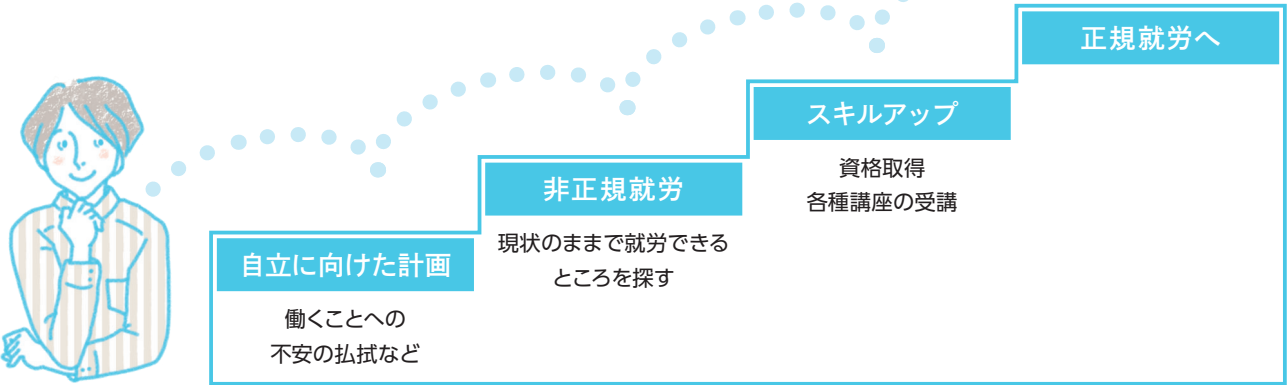


仕事に関すること

正規就労に向けたステップアップのイメージ



1 就労にかかわる機関

(1) ハローワーク

(再掲) P15 参照

(2) キャリアサポートかわさき

(再掲) P15 参照

(3) コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)

(再掲) P16 参照

(4) 川崎市社会福祉協議会 福祉人材バンク

(再掲) P16 参照

(5) だい JOB センター(川崎市生活自立・仕事相談センター)

(再掲) P13 参照

(6) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21)

(再掲) P13 参照

(7) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業

ア：自立支援プログラムの策定

面談を通して個々の希望を伺い、再就職・転職のプランづくりのお手伝いをします。どのように就職活動を始めてよいかわからない方、どんな技能を修得したらよいか迷っている方等、電話でご予約ください。

利用できる方

- ①所得が児童扶養手当支給水準の方
(生活保護を受給している方はケースワーカーに相談してください。)
- ②高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする方
- ③自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を受けようとする方
- ④高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けようとする方

イ：就業相談・就業情報提供

ひとり親家庭又は寡婦の方に安定した仕事に就いていただけるよう、相談をお受けし、資格取得のための情報提供をしています。

ウ：就業支援講習会

パソコン講座など、就業に役立つ講座を開講しています。受講に当たっては無料の保育も実施しています。

利用できる方 ひとり親又は寡婦の方

【費用】 無料(教材費自己負担)

【保育の対象】 1歳～小学校2年生(無料・要予約)

【実施場所】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

エ：無料職業紹介

就職・転職を希望の方は、求職登録をしてください。
※求職登録は電話予約の上、面談をさせていただきます。

【問合せ】 044-733-1166

【HP】

<https://kawasaki-boshicenter.com/>



2 資格取得支援

(1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等のひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

利用できる方

市内に居住する 20 歳未満の子どもを養育するひとり親家庭の親及びその 20 歳未満の子どもで、次の要件を満たす方

- ①所得が児童扶養手当支給水準の方
- ②大学入学資格を取得していない方
- ③適職に就くために必要と認められる方
- ④原則として、過去に同内容の給付金を受給していない方

	支給額	支給額の上限・下限
受講開始時給付金	支払った受講料等の 4 割相当額を、対策講座受講開始時に支給。	上限（通信制）100,000 円 （通学等）200,000 円、下限 4,000 円
受講修了時給付金	支払った受講料等の 5 割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額を、対策講座の受講修了時に支給。	受講開始時給付金と合わせて 上限（通信制）125,000 円 （通学等）250,000 円、下限 4,000 円
合格時給付金	受講修了時給付金を受けた方が、受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に、支払った受講料等の 1 割相当額を支給。	受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて上限（通信制）150,000 円 （通学等）300,000 円

申請方法

- ①講座指定申請
講座申込みの 2 週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにて自立支援プログラムの策定を受けて申請してください。
- ②支給申請（受講開始時給付金）
講座開始後 30 日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。
- ③支給申請（受講修了時給付金）
講座修了後 30 日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。
- ④支給申請（合格時給付金）
合格証書に記載されている日付から 40 日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が厚生労働省が指定した一般教育訓練、特定一般教育訓練又は、専門実践教育訓練の指定講座を受講し、仕事に就くために必要な技能や資格を取得する際に、受講料等の一部を支給します。

利用できる方

市内在住の 20 歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方

- ①所得が児童扶養手当支給水準の方
- ②過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- ③適職に就くために、必要と認められる方

支給額

雇用保険制度の一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がない方

受講料等費用の 6 割相当額

上限 20 万円、
ただし専門実践教育訓練受講の場合は上限 160 万円

※ 1 万 2 千円未満の場合は支給されません。

※ 雇用保険制度による一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がある方は上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。

申請方法

① 講座指定申請講座申込みの 2 週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにて自立支援プログラムの策定を受けて申請してください。

② 支給申請

講座修了後 30 日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、生活の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他川崎市が認める資格

利用できる方

川崎市内の 20 歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方

① 所得が児童扶養手当支給水準の方

② 過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は 1 回のみ）※

③ 資格取得を目的に 6 か月以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方

④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

※ この給付金を利用して准看護師の資格取得を目指す方が引き続き看護師の資格を目指して養成機関で修業する場合は、支給期間の上限を超えない範囲で給付金の支給が可能です。

給付金の種類	支給 時期	支給額	
		市民税非課税世帯	市民税課税世帯
訓練促進給付金	養成訓練の受講期間中に支給 ※支給期間の上限は 4 年間まで	月額 100,000 円 ※最終学年は月額 140,000 円	月額 70,500 円 ※最終学年は月額 110,500 円
修了支援給付金	入学時における負担を考慮し、修了後に支給	50,000 円	25,000 円

※ 訓練促進給付金について、看護師、介護福祉士、保育士の資格の方は、扶養する子が 2 人以下で 30,000 円、3 人以上で 50,000 円の上乗せがあります。

申請方法

申請前に、母子・父子福祉センターサン・ライブにて自立支援プログラムの策定を受けて、修業を開始した日以降に申請してください。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金等を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、資金を貸し付けます。本事業は、市の補助事業として、福祉人材バンク（川崎市社会福祉協議会）が実施するものです。

ア：訓練促進資金

利用できる方

高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、養成機関の修了後、取得した資格が必要な業務に5年以上従事しようとする方。養成機関を修了した日から1年以内に資格を取得し、かつ就職し、取得した資格が必要な業務に5年以上従事した場合には、全額返済が免除されます。

資金の種類	貸付金額	申請時期	申込期限	返済が必要な場合
入学準備金	500,000 円以内	養成機関への入学後から可能	養成機関に入学後 3 か月以内	5 年以内に返済。 連帯保証人あり…無利子 連帯保証人なし…年1%の利子
就職準備金	200,000 円以内	資格を取得し、就職が内定した時点から可能	養成機関を修了して、資格取得し、1 年以内に当該資格が必要な業務に就職した日から 3 か月以内	

イ：住宅支援資金

利用できる方

高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けている方、またはその他必要であると認める方が、取得した資格が必要な業務に1年以上従事しようとする場合。
養成機関を修了した日から1年以内に資格を取得し、かつ就職し、取得した資格が必要な業務に1年以上従事した場合には、全額返済が免除されます。

貸付額等	返済が必要な場合
入居している住宅の家賃（上限 4 万円）を、修学している間（最長 12 か月間）毎月貸し付けます。	5 年以内に返済。無利子

申請方法

事前に母子・父子福祉センターサン・ライブにご相談ください。母子・父子福祉センターサン・ライブを通じて福祉人材バンク（川崎市社会福祉協議会）に申し込みとなります。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(5) 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方（受給を終了した方を含む。）が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度です。

利用できる方

- ①ハローワークに求職の申込みをしている方
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない方
- ③労働の意思と能力がある方
- ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた方

その他支給要件

- ①本人収入が月8万円以下
 - ②世帯全体の収入が月30万円以下
 - ③世帯全体の金融資産が300万円以下
 - ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 - ⑤訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う方や求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については証明できない場合も含める）であっても8割以上出席する。）
 - ⑥世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
 - ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
 - ⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
- ※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費（通所手当）を受給することが可能です。

手当の種類	職業訓練受講手当	通所手当	寄宿手当
支給額	月額 100,000 円	職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額 ※上限額あり	月額 10,700 円 ※支給要件あり

【問合せ】 お住まいの地域を所管するハローワーク（P15 参照）

（6）職業能力開発施設

ア：横浜市中央職業訓練校

技能・知識を習得し、就職しようとする意欲のある方で20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練を実施しています。受講料は無料です（別途教材費あり。）。

訓練科目及び訓練期間							
パソコン実務科	OA 経理科（初級）	医療・介護事務 OA 科	OA 経理科（中級）	IT・Webプログラミング科	医療・調剤事務 OA 科	介護総合科	機械 CAD 科
2 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	6 か月

【開所時間】 8:45 ～ 17:00

【アクセス】 JR 根岸線 関内駅南口 徒歩 5 分

【休所日】 土日、祝休日、年末年始（12/29 ～ 1/3）

横浜市営地下鉄ブルーライン

【所在地】 横浜市中区万代町 2-4-7
横浜市技能文化会館 3 階

伊勢佐木長者町出口 2 徒歩 3 分

【問合せ】 横浜市中央職業訓練校 045-664-6825

イ：県立東部総合職業技術校・西部総合職業技術校

新たに仕事に就きたい方や再就職を目指す方が、職業に必要な知識・技術・技能を習得する施設です。

工業技術・建築技術・社会サービスの3分野31コースで、6か月～2年間の職業訓練を行っています。授業料無料のコースがあるほか、一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠も設けています（テキスト代等は自己負担）。入校を希望する方は、各技術校又は住所地を管轄するハローワークにご相談ください。

【開所時間】 8:30 ～ 17:15

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29 ～ 1/3）

【所在地・アクセス・問合せ】

東部校…横浜市鶴見区寛政町 28-2（JR 鶴見線 安善駅 徒歩 1 分） 045-504-2810

西部校…秦野市桜町 2-1-3（小田急線 秦野駅 徒歩 15 分） 0463-80-3002

ウ：県立東部総合職業技術校二俣川支所

県が民間教育訓練機関等に委託して、求職中の方が再就職に必要な知識・技術・技能を習得できるよう、公共職業訓練を実施しています。

一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠があるほか、託児サービス付きのコースも設置しています。

受講料 原則無料（テキスト代等は自己負担）

【問合せ】 県立東部総合職業技術校二俣川支所 045-363-1992
お住まいの地域を管轄するハローワーク（P15 参照）

※県立東部総合職業技術校二俣川支所は訓練の委託元であり、実際の訓練は行っていません（県内各地の専門学校等で実施しています。）。



（一社）日本シングルマザー支援協会の取組

相談業務

日本シングルマザー支援協会は、ひとり親とその子どもたちが幸せに暮らす方法を、一緒に考えながらお手伝いをしています。

「こどもに我慢ばかりの生活をさせたくない」「笑顔でこどもと暮らしたい」

ひとり親は、子どもたちとより楽しい生活を送りたいと考えているはずです。しかし、離婚という大きな問題を乗り越えても、次の問題が待ち受けていることもあります。

そんなときは、ぜひ「日本シングルマザー支援協会」に相談してください。未来を一緒に考えて、あなたと子どもたちをサポートしていきます。

ワタシのミライ相談とは

ワタシのミライ相談

日本シングルマザー支援協会の相談業務の名称です。お一人お一人のお悩みに合わせた解決方法をご提案する相談業務を行っています。あなたとこども達のより良い未来を一緒に作りましょう。

ひとり親コンシェルジュ[®]が担当

日本シングルマザー支援協会のひとり親コンシェルジュ[®]は、全員がひとり親当事者です。支援者としての教育プログラムを受け、しっかりと訓練したメンバーです。

ちょっとした事が起きたら
悩みになる前に

ワタシのミライ相談



ひとり親とこどもの未来を創る ワタシのミライ相談

離婚前相談	「離婚したい」「離婚したくない」どちらを選択しても、今後の生活と子どもの未来を考えるための相談をしましょう。
養育費保証	離婚という選択をしたら、子どもの権利として養育費の確保ができるように手続きをしましょう。
メンタルヘルス	不安や焦り、恐怖心や孤独を感じることも多いでしょう。ぜひ、お話ししながら一緒に乗り越えましょう。
家計管理	お金の計画は、未来を考えるために大切です。誰に相談すればよいかわからないことは、プロに任せましょう。
こどもとの関係構築	ひとり親にとって、こどもの成長は楽しみと同時に心配ごと。良い関係を作ることで、親子ともに笑顔で暮らせます。

就職支援

日本シングルマザー支援協会は、ひとり親とその子どもたちが幸せに暮らす方法を、一緒に考えながらお手伝いをしています。

ひとり親の悩みで多いものに「お金がないこと」があります。その悩みを解決し、安定した生活を手に入れるには、何よりも仕事の安定が必要です。就職することに不安を感じる人も多いでしょう。でも、日本シングルマザー支援協会は、選択肢を広げ、就職から定着までを全面的にサポートしています。稼ぐ力を身につけ、生活を安定させている人も多くいます。あなたも大丈夫、今こそ一歩踏み出してみましょう！

協会の就職支援（MES）とは



MES（ミーズ）とは

日本シングルマザー支援協会の就職支援プログラムの名称です。ひとり親にとって、就職・転職活動を1人だけでがんばるのは大変です。適職を見つけたり、書類作成をお手伝いしたりをプロの就職支援に任せてみましょう。

ママベストパートナー企業制度

日本シングルマザー支援協会と認定企業との取り組みを実施しています。ひとり親にとって、働きやすい環境整備や相互理解を深める活動を共に推進しています。

不安を払拭し一歩踏み出す 自立支援

就職・転職支援

ひとり親として経済的な自立に向けた就職・転職をお手伝いします。キャリアプランを作り、子育てとの両立しながら経済的自立を目指します。お仕事選びから書類作成も面接対策も、全てひとり親専門の支援員がお手伝いします。

定着支援

ひとり親にとって、長く楽しく働くことが生活の安定には必須です。就職後の困りごとや環境変化で起こる悩みのご相談やフォローアップに力を入れています。

セミナー・講座

働くために必要なスキルや、子育てコミュニケーションなど、多くの講座やセミナーを開催しています（一部有料有）。

将来のシュミレーション

働いて得たお金を大切に、教育費・自分の老後など将来の不安をなくすために家計管理のお手伝いをします。

【問合せ】 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会

〒221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-12-10 千菊ビル 301

電話：045-534-8849 E-mail：info@mother-support.org

【HP】 [https:// シングルマザー協会 .com](https://シングルマザー協会.com)

